

# 大分県ポートセールス実行委員会設置要綱

## (目的)

第1条 大分港大在コンテナターミナルの東九州における国際物流拠点としての発展を目指して、県、市、民間一体となった効率的且つ効果的なポートセールスを行うため、委員会を設置する。

## (名称)

第2条 委員会の名称は、大分県ポートセールス実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

## (事業)

第3条 実行委員会は次に掲げる事業を行う。

- (1) ポートセールス実施計画の作成
- (2) ポートセールスの実施のための調査、研究
- (3) セミナーの開催や荷主、船社等の訪問
- (4) その他ポートセールスに必要な事項

2 前項各号に掲げる処務については、事務局長に委任する。

## (会長)

第4条 実行委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、大分県副知事をもって当てる。
- 3 副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、実行委員会の事務を総理し、実行委員会を代表する。

## (委員)

第5条 委員は次に掲げる機関及び団体等の構成員から会長が委嘱する。

- (1) 大分県国際物流推進協議会
- (2) 実行委員会の目的に賛同する団体等

## (総会)

第6条 実行委員会の総会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項について審議決定する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 要綱の改正
- (4) その他実行委員会が必要と認めた事項

- 2 実行委員会の議長は、会長が当たる。
- 3 実行委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 実行委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由のため、実行委員会に出席できない委員は、あらかじめ届出た者を代理人として表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、当該委員が出席したものとみなす。

(会計)

第7条 実行委員会の経費は、大分県、大分市及び大分県国際物流推進協議会の負担金並びにその他の収入をもってこれに充てる。

2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(幹事会)

第8条 実行委員会に、その付議事項を調査、実施するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事は会長が指名する。

(名誉会長)

第9条 実行委員会に、名誉会長を置くことができる。

(事務局)

第10条 実行委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の事務職員を置く。

2 事務局は大分県土木建築部港湾課に置く。

(監事)

第11条 監事は大分市創業経営支援課長及び大分県国際物流推進協議会事務局長をもって充て、実行委員会の会計の状況を監査し、その結果を実行委員会に報告するものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成7年11月13日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年6月13日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年6月28日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。